

ニューヨーク市生徒懲戒方針の改革 ——ゼロ・トレランスから支援的・予防的生徒懲戒へ——

船木 正文 (大東文化大学文学部)

Reforms of Student Discipline Policy in NYC: From Zero Tolerance to Supportive and Preventive Student Discipline

Masafumi FUNAKI

【目次】

はじめに

第1章 ニューヨーク市のゼロ・トレランスの状況

第1節 2000年前後のゼロ・トレランスの状況

第2節 懲戒基準と教員の人種的偏見

第3節 教員の学校安全意識と教育専門職団体のゼロ・トレランス総括

第2章 教育局懲戒規程の改訂

第1節 『全市の生徒への介入と懲戒措置に関する基準 懲戒規程・生徒の権利及び責任章典』
(2012年)

第2節 『全市の生徒の学習支援と行動期待 生徒への介入・懲戒規程・生徒の権利及び責任
章典』(2015年)

第3章 懲戒規程改訂後の状況と支援的・予防的生徒懲戒

第1節 停学処分の減少と要因

第2節 支援的・予防的生徒懲戒の追求

おわりに

はじめに

アメリカ合衆国で最大の学区を擁するニューヨーク市がゼロ・トレランス方針の下、学校に警察官を配置し警察戦略を徹底強化するパイオニアとして展開した施策がもたらす否定的な状況については、ニューヨーク市民的自由連合等がレポート『教室の刑罰化—ニューヨーク市学校の過剰警察

化』(2007年3月)で批判しゼロ・トレランスに代わる施策を提起している。⁽¹⁾ その後の状況についても、ニューヨーク市民的自由連合・生徒の安全を守る連合は情報公開制度に基づいて公開されたゼロ・トレランスの10年間の適用状況を検証したレポート『教育の妨害—ニューヨーク市公立学校における停学処分の増加』(2011年、以下『連合レポート』)⁽²⁾ で明らかにしている。市教育局は、ニューヨーク市民的自由連合等の批判や代替策の提案を踏まえ、2012年ゼロ・トレランスの懲戒方針を根本的に見直し「懲戒規程」(discipline code)を改訂した。2013年の市長選でマイケル・ブルームバーグ前市長の後任として当選したビル・デブラシオ氏は、選挙公約通り懲戒規程の改訂に積極的に着手している。⁽³⁾ 今や、ニューヨーク市では生徒、教員、生徒支援者、警察関係者等が生徒懲戒と学校安全に関する重要な改革を進め、他に例を見ない全米のモデルとしてゼロ・トレランスとそれがもたらす「学校から刑務所へのパイプライン」現象を撤廃する態勢をとっている。⁽⁴⁾ 本稿では以下、第1章でニューヨーク市の懲戒規程の改訂前後のゼロ・トレランスの状況について取り上げ、第2章で2012年と2015年に改訂された懲戒規程を特徴づける代替策としての修復的司法の実践等の支援的・予防的な懲戒方針について紹介し、第3章で懲戒規程改訂後の改善状況と修復的司法の実践等の支援的・予防的懲戒方針の政策展開と課題について考察する。

第1章 ニューヨーク市のゼロ・トレランスの状況

第1節 2000年前後のゼロ・トレランスの状況

ニューヨーク市民的自由連合・生徒の安全を守る連合がまとめた『連合レポート』では、ニューヨーク市における1999年度から2009年度までの449,513件の停学処分の実態を検証しゼロ・トレランスの見直しを提言している。⁽⁵⁾ 以下、『連合レポート』の概要部分を主に紹介する。⁽⁶⁾

第1に、停学処分が増加している要因には厳罰的な懲戒規程にますます依存していることが挙げられる。この10年以上の間に、校長は生徒の軽微な非違行為に対して懲戒規程が定めるゼロ・トレランスを適用しその結果生徒が処分を受ける期間が1週間以上の停学処分が1999年度は全停学処分の14パーセントであったのに対し2008年度は20パーセントで、しかも長期停学処分の平均が5週間と長くなっている。また、懲戒規程でゼロ・トレランスの対象になる禁止行為の数は2001年度から2010年度にかけて49パーセント増加している。2010年度から停学処分等の対象となる禁止行為の数を減らしているが、ゼロ・トレランスの懲戒方針は依然として規範として継続している。教育局は、生徒の教育を受ける権利を保障するためにゼロ・トレランスを廃止しなければならない。

第2に、ゼロ・トレランスの効果については教育学の研究では支持を得ていない。これまでの教育学の研究では、停学処分を過度に科すことがかえって生徒の暴力の増大と学校環境の悪化をもたらし、さらには標準学力テストの成績を低下させていることに関連があることが繰り返し証明されている。

第3に、学校では生徒たちはゼロ・トレランスと共に警察官が路上で用いる手厳しい戦術にさら

されている。生徒たちは市内の学校に配置されているガイダンスカウンセラー（生徒相談係）の総数より70パーセントも多い警察官である学校安全職員による威圧的な職務行為で校則違反を理由に逮捕されたり裁判所に召喚されている。学校安全職員は生徒に停学処分を科す権限を有してないにもかかわらず、通常は停学処分の手続きの過程で立会人にしばしば不平を言い懲戒規程に違反する行為を刑法違反行為とみなして処理する場で関与している。⁽⁷⁾

第4に、学校での生徒の逮捕は生徒を授業、教員、同級生から引き離し、屈辱と挫折感を募らせ、生徒に「悪い生徒」と烙印を押し刑事司法機関に送致する可能性がある。ゼロ・トレランスと生徒への刑罰化は共に、強力な「学校から刑務所へのパイプライン」を作っている。

第5に、ゼロ・トレランスはしばしば弱い立場にあり支援が非常に必要な数万人以上の生徒たちをニューヨーク州憲法が保障している教育の機会から排除する結果を生じさせている。停学処分を繰り返す若い年齢で刑事司法機関に送られる生徒は、他の生徒に比べて学校からドロップ・アウトする可能性が高く、ひいてはこれらの生徒たちが再び刑事司法機関に送られるという、悪循環のサイクルとなっている。

第6に、いっそう悪いことには、停学処分によって学校から排除される生徒は圧倒的にアフリカ系生徒と障害生徒である。このことは、すべての生徒の教育の権利と適正手続きの権利を保障し擁護しなければならない市の責務に関し重大な疑問を提起している。

『連合レポート』では以上に加えて、市全体で生徒数が減少しているにもかかわらず10年間で停学処分が約2倍に増加している実態を憂慮しつつ、ゼロ・トレランスは公教育が生徒の基本的な権利ではなく「振る舞いの良い生徒」に対する報酬であるという明白なメッセージを伝えていると指摘している。『連合レポート』は、市では1999年度以降総数で約45万人の生徒が停学処分を受けた結果合計220万日以上学習時間を損失していると概算している。⁽⁸⁾ こうして、『連合レポート』は懲戒 (discipline) という言葉は、ラテン語の「教える」(teach) あるいは「理解する」(comprehend) を意味する言葉から由来しているが、アメリカ合衆国の学校では懲戒手続きの過程で生徒の過ちについて教え生徒がその過ちから学ぶ機会がしばしば失われていると批判している。⁽⁹⁾

以上を踏まえて、『連合レポート』は市教育局、ニューヨーク州議会議員、ニューヨーク市議会議員に対して6項目の勧告を行っている。⁽¹⁰⁾

第1にゼロ・トレランスの懲戒処分の適用を中止すること、第2に停学処分に代わる積極的な支援策を適宜義務づけること、第3に停学処分の聴聞手続きにおいて生徒の憲法上の権利を保障すること、第4に懲戒処分と安全施策に透明性を増大させること、第5に生徒の情緒面と心理面のニーズに対応する支援サービスを提供すること、第6に懲戒手続きで市民の有意義な参加を奨励すること、である。第2の停学処分に代わる積極的な支援策については、教育局は市のすべての公立学校の1,600校で修復的司法の実践を含む積極的な生徒支援策を実施できるようにすべきであること、そのための学校管理者、教員、親のコーディネーター、学校安全職員に研修を義務づけること、等が指摘されている。⁽¹¹⁾ さらに、修復的司法の実践がいくつかの学校ですでに効果的に行われ、このような処罰によらない生徒支援の戦略が大きな成功を取めていることにも言及している。⁽¹²⁾

第2節 懲戒基準と教員の人種的偏見

2013年度市の全停学処分件数53,504件のうち、生徒構成比で約26パーセントのアフリカ系生徒が53.1パーセント占め、生徒構成比で12パーセントの特別のニーズや障害を抱える生徒が36.1パーセント占める不均衡な結果となっている。⁽¹³⁾ 停学処分でもっとも共通する理由については、後述する『懲戒規程2012年版』に記しているB21の規定(Defying or disobeying the lawful authority or directive of school personnel or school safety agents in a way that substantially disrupts the educational process and/or poses a danger to the school community—教育過程を著しく妨害するか学校コミュニティに危険を及ぼす仕方)で学校教職員や学校安全職員の正当な権限に反抗したり指示に従わない行為—筆者注、以下、「学校教職員や学校安全職員の指示に対する反抗ないし無視」)違反であり、具体的には多くの場合教員や校長への口答えであった。⁽¹⁴⁾ 『懲戒規程2012年版』ではB21の違反行為に対する介入措置として教職員からの訓戒、生徒・教員間でのカンファレンス、副校長あるいは校長による叱責、親とのカンファレンス、校内隔離措置、教室からの排除等の9例挙げているが、実際に頻繁に科されている処分が校長による1日から5日の期間の停学処分、処分直後に教室復帰となる学区教育長による停学処分、学区教育長が科す6日から10日の一定期間の停学処分のより重い処分であった。⁽¹⁵⁾

こうした状況にあつて、生徒を学校から排除する懲戒制度の問題に異議を申し立て生徒の尊厳が尊重されて処遇される権利を擁護する目的を掲げて設立された連合組織「学校における生徒の尊厳キャンペーン」(Dignity In Schools Campaign, 24州の98団体で構成)のニューヨーク支部(ニューヨーク子ども支援団体(Advocates for Children of New York)や子ども防衛基金(Children Defense Fund-New York)等の10以上の子ども・教育関連組織団体で構成)は、『懲戒規程2012年版』の改善点を3点要望している。すべての学校が停学処分を科す前にどの生徒にもカウンセリング、調停あるいはコミュニティサークル等の支援的介入を行うこと、軽微な不品行を「学校教職員や学校安全職員の指示に対する反抗ないし無視」に当たるとしてB21規定違反で停学処分を科す校長の権限を認めないこと、紛争解決、ピア・メディエーション、修復的司法の実践等の建設的な懲戒措置を用いる教職員に対する研修を実施し、少なくとも2014年度は20校で修復的司法を実践するコーディネーターを採用するための財源を確保すること、である。⁽¹⁶⁾

なおその後、後述する『懲戒規程2015年版』の改訂に向けて親や生徒支援者等はB21規定の改正を要望したが改正は行われず存続することになった。B21規定違反を理由に校長が科す1日から5日の期間の停学処分は、2014年度は全停学処分中8,878件の約17パーセントを占めている。校長には停学処分を科す権限は認められているが、親や生徒支援者は「学校教職員や学校安全職員の指示に対する反抗ないし無視」の文言はあまりにも広範過ぎると批判している。⁽¹⁷⁾

第3節 教員の学校安全意識と教育専門職団体のゼロ・トレランス総括

ニューヨーク市の教員に行ったある意識調査では、停学処分等による生徒の排除が教育的に効果があると考える教員は45パーセント未満であり、また学校に警察官を配置することで生徒は学校

をけっして安全に感じていない・ほとんど感じていないと考える教員は 64 パーセントである。他方、紛争解決教育、生徒支援カウンセリング、ピア・メディエーション、大人による支援は効果がある・非常に効果があると考える教員は 80 パーセントであるとする結果が示されている。⁽¹⁸⁾

また、他の調査では市の教員の半数が学校配置の警察官は生徒に対して攻撃的か挑発的であり、さらには教員の 3 分の 1 が学校に配置される警察官のほとんどないしはすべてが生徒を尊重して扱っていないと回答している。⁽¹⁹⁾

なお、全米の 2 大教育専門職団体であるアメリカ教員組合 (American Federation of Teachers、AFT) と全米教育協会 (The National Education Association、NEA) はそれぞれ、「ゼロ・トレランスは警察活動における割れ窓理論と類似している。私たちは間違っていた。…建設的に振る舞うことができるよう生徒の発達を促すことよりも処罰を強調するゼロ・トレランスの懲戒方針は機能していない」⁽²⁰⁾、「(ゼロ・トレランスは) 生徒たちを学業の失敗とドロップ・アウトに追いやる重大な危険にさらし、生徒をきわめて頻繁に学校から刑務所に送るパイプラインに不必要にも送っている」⁽²¹⁾ として、これまでのゼロ・トレランスに対する肯定的な立場を自己批判的に総括している。⁽²²⁾ ラッセル・スキバラは、アメリカ教員組合はより効果的な代替的懲戒方針を支持し、すべての教職員に現職中にゼロ・トレランスに代わる代替的懲戒に関する研修と職能開発プログラムを実施するよう強調し、同時に全米教育協会も生徒懲戒における不公正な問題を改善するために共同して取り組もうとしており、この 2 大組織が処罰的な懲戒処分に代えて修復的司法の実践に取り組むことに賛同していると指摘している。⁽²²⁾

第 2 章 教育庁懲戒規程の改訂

第 1 節 『全市の生徒への介入と懲戒措置に関する基準 懲戒規程・生徒の権利及び責任章典』 (2012 年)

市教育局は 2012 年懲戒規程を改訂し、『生徒への介入と懲戒措置に関する全市の基準 懲戒規程・生徒の権利及び責任章典』(2012 年 9 月施行、以下『懲戒規程 2012 年版』) を公表した。⁽²³⁾ 懲戒規程は改訂内容を反映してタイトルも改題されている。たとえば、2008 年の改訂時は『生徒懲戒と介入措置に関する全市の基準 懲戒規程・生徒の権利及び責任章典』(2008 年 4 月実施、以下『懲戒規程 2008 年版』)⁽²⁴⁾ であり、2015 年の改訂時は『全市の生徒の学習支援と行動期待 生徒への介入・懲戒規程・生徒の権利及び責任章典』(2015 年 4 月実施、以下『懲戒規程 2015 年版』)⁽²⁵⁾ である。この間の懲戒規程の改訂経緯から、懲戒規程は生徒、親、教員、人権団体の意見を踏まえて生徒の排除・厳罰処分から生徒への支援的・予防的介入措置と学習支援にシフトしていることが特徴である。なお、ニューヨーク州教育法によれば懲戒規程を踏まえて「行動規範」(code of conduct) が定められる。⁽²⁶⁾ 同法では、行動規範は毎年検討され規定の効果と公正性と運用の一貫性を考慮し必要に応じて改訂されなければならないこと、学区は行動規範を検討するために委員会を設置することができ、その委員会の構成員として生徒、教員、学校管理者、親の組織、学校安全

職員その他の学校関係者を含めなければならないこと、が規定されており、学校教職員が生徒や親と共に懲戒に関する方針、運用、手続き上の問題点を検討する機会が保障されている。⁽²⁷⁾

さて、生徒の振る舞いに対する支援的・予防的介入措置を格別重視し改訂された『懲戒規程2012年版』では、その序文において学校の安全文化、修復的アプローチ (restorative approaches) と生徒参加と社会的情緒的学習を内容とする段階的指導 (progressive discipline) に焦点を当て生徒の肯定的な振る舞いを奨励することを強調している。⁽²⁸⁾ 以下、『懲戒規程2008年版』と比較しつつ主な相違点と特徴をみることにする。

第1に、「安全で支援的で包摂的な学校の創造 (creating safe, supportive and inclusive schools)」と題する項目が設けられ、そこでは「各学校には、生徒が社会的にまた学習面で成長する支援的な環境を生徒に提供する建設的な学校文化を推進することが期待されている。学校は、社会的情緒的学習を行う重要な機会と生徒の肯定的な振る舞いに対する一定の支援を提供することで生徒の社会的な振る舞いを支援する役割を果たすことが期待されている」と述べ、生徒の問題行動の悪化を抑制するために生徒への支援的な体制と環境を整備する学校の役割を強調している。⁽²⁹⁾

第2に、「段階的指導」と題する項目では、生徒が犯した過ちから学び再発防止につなげる教育指導過程を重視し次のように述べている。「生徒懲戒を『教育の好機』と理解することが、生徒懲戒に対する積極的なアプローチのために重要である。段階的指導では、生徒に社会適合的な振る舞いについて教えることを最終目的にし、生徒の不適切な行動に対し漸進的な介入措置を用いる。段階的指導は、生徒に処罰を科すことを求めるものではなく、犯した不品行について生徒の説明責任とその振る舞いを正すことを求めるものである」、「段階的指導は生徒が犯した過ちから学ぶことを支援し不品行を繰り返すことを予防することを目標にしている。段階的指導にとって緊要なことは、容認されない振る舞いをした生徒がなぜそのような振る舞いをし、その振る舞いによって生じた被害について理解し、同じ状況下でどのように振る舞うことができたかについて理解し、自らの行為に対して責任をとり、将来用いる社会的に受け入れられる積極的方策とスキルについて学ぶ機会が与えられ、もし同じ過ちを繰り返した場合にはさらに厳しい報いを受けることになることを理解する手助けをすることである」、「生徒指導の介入 (guidance interventions) や修復的司法等の学校を基盤にした戦略を通して生徒の振る舞いを正すために妥当なあらゆる努力が払われなければならない。生徒指導の介入は、生徒の不適切な振る舞いや懲戒規程に違反する行為は生徒が経験する以上の重大な問題を示す兆候である可能性があることから重要である。学校の教職員は生徒の振る舞いに影響を与える可能性のある問題に注意を払い、生徒のニーズに対してもっとも支援的な方法で向き合うことが重要である」。⁽³⁰⁾

第3に、学校の教職員の責任については、「…学習を妨げる生徒の不適切な振る舞いに対して取り組む責任を負っている。学校管理職、教員、カウンセラー等の教職員は、生徒の振る舞いの問題に取り組む介入と予防の戦略にすべての生徒を参加させ、これらの戦略について生徒及び親と議論することが期待されている」として、生徒懲戒の過程で生徒と親の参加・共同を保障する教職員の関与を重視している。⁽³¹⁾

第4に、修復的アプローチの項目が設けられ、次のように説明されている。「修復的アプローチは、問題行動の予防と介入の両方の措置として取り入れることができる。修復的アプローチは、学校が関係性を形成し学校コミュニティのメンバーが他者の安寧のために責任を果たすことができる力が身につくよう支援することができる。すなわち、争いがエスカレートする前に予防し対処すること、生徒が不適切な行為に関与する根源的な要因に対処すること、生徒の立ち直る力 (resiliency) を育てること、他者に被害を与えた生徒の社会的スキルを向上させること、他者に与えた被害に対して責任を負う機会を用意し加害生徒に可能な範囲で被害を償うこと、である」、「生徒懲戒への修復的アプローチでは生徒に発せられる基本的な問いかけは変わる。それは、不品行に関与した生徒がいかに非難され罰せられるのかではなく、どのような問題が起こったのか、その振る舞いによって誰が傷つき誰が被害を受けたのか、振る舞いを正すために何が必要か、将来どうすれば異なる振る舞いをすることができるのか、という4つの重要な問いである」。⁽³²⁾

そして、『懲戒規程 2012 年版』では修復的アプローチの形態として、サークル・プロセス、協働的交渉、ピア・メディエーション、公式修復的カンファレンス (Formal Restorative Conference) の4形態が掲げられている。とくに公式修復的カンファレンスについては、「被害を受けた人と被害を与えた人が相会するには特別の研修を受けた人がとりまとめる。学校の場合において公式修復的司法カンファレンスの形態を考慮する時、状況の如何に関わらず被害を受けた人の心身の健康、安全、幸福の問題がもっとも重要視される。被害・加害の両当事者は、発生した問題によって影響を受けている人々の集団 (サークル) に支援者を連れてくることはできる。カンファレンスの目的は、被害を与えた人と被害を受けた人が互いの思いを理解し、可能な限りその被害を償うための相互の合意に至ることである」と説明されている。⁽³³⁾ 懲戒規程の厳罰的なゼロ・トレランスを批判し代替策を提案してきたニューヨーク市民的自由連合のドンナ・リーバーマン執行部長によれば、『懲戒規程 2012 年版』によってより多くの生徒が教室にとどまることになり教員には生徒に対し支援的で予防的な教育実践を行うことが積極的に必要とされるのである。⁽³⁴⁾

以上の生徒懲戒に関する基本的な方針変更を踏まえて、『懲戒規程 2012 年版』では一回のみの軽微な違反行為 (レベル 1= 欠席、校則違反の服装等、遅刻、携帯電話等の持ち込み、帽子の着用等一筆者注) を理由に停学処分を科さないこと、幼稚園から第3学年の生徒は中程度の違反行為 (レベル 3 = 乱暴な行為、些細な口論、学校器物への落書き等一筆者注) を理由にした停学処分の最長期間が10日から5日に短縮されたこと、また教員が不品行の生徒を処分する前に生徒は迅速にカウンセリングを受けること、遅刻、理由のない欠席、教員や校長などへの口答え、スマートフォンやポケットベル等の禁止物品の持ち込み等の軽微な違反行為を理由にいかなる内容の停学処分を科すことを禁止すること、に処分内容を改めた。ただし、課外活動への参加の禁止や校長室での叱責を含む等の措置や、軽微な違反行為を理由に教室からの排除措置を繰り返し受けた生徒は限定的な事案での停学処分はなお認められている。⁽³⁵⁾

第2節 『全市の生徒の学習支援と行動期待 生徒への介入・懲戒規程・生徒の権利及び責任章典』 (2015年)

『懲戒規程 2015年版』で『懲戒規程 2012年版』に改訂が施された内容は主に以下の点である。

第1に、段階的指導に関する箇所では、「生徒を不品行を理由に教室外に排除する結果になる場合、学校は生徒がそれまで在籍していた通常教室に無事に復学できるよう支援する効果的な戦略としてピア・メデエーションや修復的サークルを用いることを考慮すべきである」、「その振る舞いが学校における他の生徒の参加を妨げる障害生徒に関しては、障害生徒がそのように振る舞う原因を理解するため機能的な行動アセスメント (functional behavior assessment) が重要である」とする記述がそれぞれ加えられ、とりわけ障害生徒の振る舞いへの学校の介入措置に慎重な教育的配慮を求めている。⁽³⁶⁾

第2に、生徒の肯定的な振る舞いを促す戦略については、「学校の文化と環境は生徒の学力の向上と生徒間・大人との関係に多大な影響を及ぼす。各学校は社会的にまた学習面で生徒が成長できる支援的な環境を提供する建設的な学校文化を促進することが期待されている。生徒が社会的活動に広範囲に参加しケアリング的・支援的な大人と関係を築く機会を通して学校とつながりをつくることは、問題行動を予防しかつ介入する総合的なプログラムと共に、生徒に様々な経験、人生戦略、ライフスキル、生徒が成長するのに必要な支援を提供する」⁽³⁷⁾とされ、生徒を取り巻く学校の教育環境のあり方と大人との関係あるいは大人の側の関わり方について留意されている。

第3に、生徒の振る舞いに対する学校が行う支援と介入の措置についてはさらに次のように補足されている。「学校全体で生徒の振る舞いに対する支援と仲裁のための多層の体制を整備することは、段階的指導の方針にとって重要である。生徒の振る舞いに対し行う支援の目標は、生徒の立ち直る力を育み、生徒が校則を理解し遵守し期待される振る舞いに必要なスキルを身につけるよう生徒を支援することである」。⁽³⁸⁾

第4に、修復的アプローチについてはさらに言及しつつ、学校を構成する構成員の能力を相互に尊重しかつ発揮させながら関係修復をめざし、生徒が経験した過ちから学習し将来の再発防止につながるための教育的・指導的プロセスをより意義づけている。そして、修復的アプローチの方策として、サークルプロセス、協働的交渉、ピア・メデエーション、公式修復的カンファレンスの4類型について解説を加えている。その中で、サークルプロセスについては「生徒たちは学校コミュニティの最大の当事者集団であり、安全で支援的な学校環境を創造し維持するのに最大の人的資源である。生徒間及び生徒と教職員の間で学校コミュニティを構築することは、支援的で包摂的な学校文化を創造するために重要である。生徒は受容され評価され尊重され包摂されていると感じる時、学校との肯定的な関係性を築き立ち直る力を育む」⁽³⁹⁾としている。

『懲戒規程 2015年版』の改訂の基本的な趣旨と内容については、教育局の説明によれば主要な点は以下の通りである。⁽⁴⁰⁾

第1に、教育的に効果がない停学処分を減らし停学処分の手続きの過程で学校の説明責任を重くすることである。すなわち、校長は生徒が教員の指示に従わなかったり反抗したという理由で生徒

に停学処分を科す前に教育局学校安全・青少年発達課（Office of Safety and Youth Development）からその承認を得なければならない。⁽⁴¹⁾ また、学校安全・青少年発達課は、生徒の処分を決定する前に過去の振る舞いと以前の介入措置に加えて、生徒の振る舞いがどの程度学習過程を妨害しているかについて判断する。さらに、教育局は幼稚園児から第3学年までの生徒に停学処分を科す場合は学校安全・青少年発達課から事前に承認を得ることを義務づけている現行の方針を厳重に実行しなければならない。

第2に、市は懲戒規程の改訂効果を評価しさらなる改訂に向けた勧告を行う正規の組織として市長、親、生徒、教育局・市警・市刑事司法局・市議会・コミュニティグループの代表で構成される学校風土と生徒懲戒リーダーシップチーム（Leadership Team on School Climate and Discipline）を設置した。同チームの構成員は、すべての公立学校の生徒の安全と生徒の尊厳を尊重することを促進するために学校環境を創造する改革に関して市長、教育局教育長官（chancellor）、市警本部長、市民に対して報告書を提出する。

第3に、教育局は停学処分と逮捕を減らし生徒のためにより公正で安全な学校の創造に率先して取り組む。例えば、学校を基盤にした修復的司法の実践については予算措置として120万ドル充て、2015年6月から修復的司法の実践に取り組むスタッフに対し研修を実施している。⁽⁴²⁾

第3章 懲戒規程改訂後の改善状況と支援的・予防的生徒懲戒

第1節 停学処分の減少と要因

『懲戒規程2012年版』以降生徒の停学処分件数が減少しているが、それはニューヨーク市民的自由連合が公表しているデータからも読み取れる。⁽⁴³⁾ 前述した学校風土と生徒懲戒リーダーシップチームは2015年2月教育局と刑事司法部が共同して1年間の特別作業班として設置され、そこでまとめた完全レポート『生徒の尊厳が尊重される学校安全』（2015年6月、以下、『完全レポート』）では、この間の懲戒規程の改訂経緯について言及し懲戒処分が減少している要因について以下の通り指摘している。⁽⁴⁴⁾

第1に、近年市は安全な学校環境の創造と停学処分や逮捕を大幅に減らすための施策を進めた結果処罰的な懲戒処分が減少しているが、それにはいくつかの要素が寄与している。学校風土と生徒懲戒リーダーシップチームの座長を務めた市首席裁判官は、排除的な懲戒処分の過度な適用を非難する非常に影響力のあるレポートを発表し多くの勧告を提案している。その勧告には、学校環境を改善するために多数の関係者で構成される本リーダーシップチーム特別作業班の設置が含まれている。⁽⁴⁵⁾ また、生徒の権利擁護団体が市議会に制定を求め成立した学校安全法（School Safety Act）は、生徒の逮捕、裁判所への召還、停学処分に関する生徒構成比率に関する透明性について定めている。⁽⁴⁶⁾ 教育局は、生徒、親、教員、権利擁護団体の意見を反映させて懲戒規程を数度改訂し学校が生徒への支援的介入を事前に行う必要性を明確にし、停学処分の適用を抑制するよう強く勧告している。

第2に、教育局は修復的司法の実践に向けた研修を開始し研修を実施する学校数を増やしている。また、市警学校安全局は学校安全職員が生徒との間の争いをエスカレートさせないスキルを向上させるために共同問題解決(Collaborative Problem Solving)に取り組む研修を開始した。⁽⁴⁷⁾教育局と市警学校安全局は、生徒への対処方法を理解するために研修を行っている。教員と学校管理職は修復的司法の実践に取り組み、その結果生徒の停学処分と問題行動の著しい減少につながっている。また、修復的司法の実践の研修を受けた学校では2014年度は2013年度に比べて停学処分が全体で21パーセント減少している。加えて、個別教育計画(Individualized Education Programs, IEPs)の対象とされる障害生徒の停学処分は市全体で6パーセント増加しているが、修復的司法の実践の研修を受けた学校では16パーセント減少している。そして、修復的司法の実践は生徒が校則について理解し校則を守ることへの信頼感を高めることによって良好な学校環境を創造することに貢献している。⁽⁴⁸⁾

第3に、修復的司法の実践に取り組むための予算措置を強化している。教育局は2015年9月までに市内の100校で修復的司法の実践のための教職員の研修に必要な予算として前述したように120万ドル充てている。そして2015年11月、修復的司法のスキルについて20校以上の学校で研修を実施する施策を追加し、市警と教育局の職員は懲戒方法に関する研修を受ける施策が示されている。⁽⁴⁹⁾

第4に、2012年度以降市警学校安全局のすべての警察官は生徒や少年との関係を良好に築くためのスキルを向上させるために共同問題解決チームによる研修を受けている。その結果、生徒の逮捕と裁判所への召還が著しく減少している。同チームによる研修の効果については検証がさらに必要であるが、現存するデータは同チームの研修は学校安全職員の生徒の逮捕と召還状の執行だけでなく学校安全職員に対する暴力の減少に寄与するとともに、生徒と学校安全職員との間で一触即発の危険が生じる事態を収める力量が改善していることを示している。⁽⁵⁰⁾

しかし問題としては、第1に依然として人種的不均衡の問題が改善されないことである。2014年度のデータでは、停学処分件数は全体で約17パーセント減少しているが、アフリカ系生徒の生徒構成比が28パーセント未満であるのに対し停学処分の比率は約52パーセントである。一方、白人生徒は生徒構成比が約15パーセントであるのに対し停学処分の比率は7.4パーセントである。⁽⁵¹⁾

第2に、前述したように修復的司法の実践の研修に取り組んでいる学校と取り組んでいない学校との間で成果に違いが表れていることから、教育局は成果が不十分な学校における研修を充実させるための予算を充てる政策を進めている。

第2節 支援的・予防的生徒懲戒の追求

ニューヨーク市の裁判官・教員・警察関係者が連携協力して設置した学校・司法パートナーシップ特別作業班が作成したレポート『生徒を学校にとどめ裁判所に送らない 報告書と勧告』(2013年5月)は、この間の教育局の懲戒規程の改訂が良い成果を挙げていることを評価し次のように指摘している。すなわち、生徒懲戒の方針に関する建設的な改革が学校から排除されたり裁判所に送

られる生徒を減らす成果をもたらしていること、実際には毎年何千人もの生徒が停学処分、逮捕、裁判所への召喚によって学校から排除されている実態をみれば、いわゆる学校の安全と学業成績の向上のために「少数の生徒」を犠牲にするがその代わりに多数の生徒が保護されているという世間の通念は誤りであることをニューヨーク市の実態は証明できること、特別作業班の生徒に対するインタビューによれば学校を安全にし学業成績を向上させる最善の方策は生徒と教員が尊重され価値が認められる建設的な学校風土を支援することが重要であること、修復的司法の実践や生徒の建設的な振る舞いを促す教育への支援や社会的情緒的学習というエビデンスに根拠づけられた介入措置が教員と学校のリーダーに生徒の安全と学習を保障しながら生徒の問題行動に対処し建設的な学校風土を創造する上で役立つ道具を提供していること、である。⁽⁵²⁾ また、学校風土と生徒懲戒リーダーシップチーム『完全レポート』では生徒の尊厳が尊重される学校安全を真に達成するために学校風土を総合的に永続的に改善していくために必要な制度改革、政策改革、計画の追加に向けて以下の10項目勧告している。⁽⁵³⁾

すなわち、第1に生徒懲戒に関し生徒に対する積極的な支援策を取り入れる実行戦略を掲げる明確な目標を示すこと、第2に停学処分、逮捕、裁判所への召喚の生徒構成比率が最も高い学校への教職員の配置と研修の実施を含む学校風土の支援のための追加措置をとること、第3に学校環境全体の支援を強化すること、第4に市全体及び学校レベルの生徒懲戒に関するデータの収集と活用に関し改善すること、第5に金属探知機を設置する手続きの改善と金属探知機を適宜撤去するための計画と研修を実施すること、第6に市警と教育局は教育関係者と警察官との間で生じる争いの緩和と両者の協力を促進する方針と計画に関し文書で記録すること、第7に最貧困地域に新たに資源コーディネーターチームを設置すること、第8にとりわけ学校での生徒の逮捕と裁判所への召喚の際の人種の不均衡の問題を改善する戦略を立て支援を行うこと、第9に特別なニーズを抱える生徒のニーズを見極めて対応する方策についてきわめて優先度の高い学校の教職員の研修を改善すること、第10に学校と教育局との間で学校の安全を理由に転校する生徒に関する情報の透明性・一貫性・共有を促進すること、である。

その後、2016年7月学校風土と生徒懲戒リーダーシップチームは『完全レポート』に次いで第2次の最終レポート『推進力の維持 学校における安全と公正性のための計画 第2次勧告』を公表している。この最終レポートの第2次勧告では、学校風土の改善をさらに推進し懲戒処分の過剰な適用をなくすことを目標に、第1に学区教育長が建設的な懲戒方針を促進しその結果を評価するために必要な知識とスキルを身につけるための研修を実施すること、第2に懲戒処分に代わる代替策として問題行動の兆候が表れ支援が非常に必要な生徒への医療面・健康面の支援を増やすこと、第3に学区教育長が命じる退学処分の期間を短縮すること、第4に学区教育長が命じる代替学習センター（Alternate Learning Center）送致の停学処分後に学校に復学する生徒の支援を改善すること、第5に建設的な学校風土の創造と生徒懲戒のあり方に関する市のビジョンと理念を反映する懲戒規程に改訂すること、等が提起されている。⁽⁵⁴⁾

おわりに

本稿で述べたように、ニューヨーク市では2010年代に入りゼロ・トレランスがもたらす否定的な状況を批判的に受けとめ生徒懲戒方針の見直しを進めその結果改善の兆しが見られる状況に転じつつある。ニューヨーク市民的自由連合のレポート『生徒の尊厳が尊重される学校安全—学校の過剰警察化への代替的施策』（2012年）では「成功している学校」として6校紹介されているが、⁽⁵⁵⁾ ニューヨーク市民的自由連合・全米市民的自由連合レポート『教室の刑罰化—ニューヨーク市学校の過剰警察化』（2007年）の作成メンバーであったウディ・オファーによれば、「成功している学校」は警察官の配置とゼロ・トレランスに頼らないで学校の教育的環境を維持し生徒の尊厳性を尊重する現実的な事例を提供している。ウディ・オファーは6校に共通する取り組みとして、第1に学校ではすべての生徒が学習できる学校コミュニティを創造するという共通のビジョンを掲げ校長・教職員による強い支援的なリーダーシップが示されていること、第2に懲戒問題に取り組む代替的アプローチを用いていること、第3に行動規範の改正過程に生徒が参加していること、第4に生徒の学習以外のニーズに広い範囲で支援が行なわれていること、第5に教員は研修によって生徒懲戒に関する力量形成が保障されていること、第6に教職員と生徒の関係形成を基礎づける信頼と尊重の学校文化を強調していること、を挙げている。⁽⁵⁶⁾

さて、ニューヨーク市教育局は懲戒規程の改訂により生徒の問題行動とその悪化防止のために支援的・予防的介入措置としての「段階的な指導」によって停学処分等を回避することをめざしている。しかし、その指導理念に反して、生徒に対する差別的な意識・偏見によって軽微な非違行為を理由にした停学処分等がマイノリティ生徒や障害生徒等を対象に非寛容に科され、しかもその後の生徒の学習と振る舞いに逆効果となる悪循環的な状況が生じている。そのような状況をなくすため、教育局、警察等の関係部署、生徒、親、市民が挙げて修復的司法の実践等の支援的・予防的生徒懲戒の方策を探求しつつ教職員・警察官等の実践的な力量形成と生徒たちの関係形成と修復を追求する当事者能力の発達に向けて取り組んでいる。はたしてゼロ・トレランスに代替する支援的・予防的生徒懲戒の方策が今後どのように展開しその意義と成果を豊かなものにしていくのであろうか。ニューヨーク市の多様な実践知と模索を注視していくことにする。⁽⁵⁷⁾

注

- (1) The New York Civil Liberties Union and American Civil Liberties Union, *Criminalizing the Classroom: Over-Policing of New York City Schools* (March 2007). 同レポートの主要部分は、拙稿「〈訳載〉教室の刑罰化—ニューヨーク市学校の過剰警察化」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第46号、2008年3月、187頁以下、で紹介している。
- (2) The New York Civil Liberties Union and The Student Safety Coalition, *Education Interrupted: The Growing Use of Suspension in New York City Public Schools*, 5-6 (2011).
- (3) Jennifer Fermino and Ben Chapman, *NYC teachers urge de Blasio to make school disciplinary procedures fair to minorities*, *New York Daily News*, February 18, 2016; Kavtha Mediratta, *A Powerful Partner Philanthropy Role in Promoting Positive Approaches to A School Discipline*, *American Educator* Vol.39 No.4,5, 37 (Winter 2015-2016). ブルームバーグ前市長は2003年問題行動を繰り返す生徒に対する「スリーストライク・アウト」の

排除方針を含む、きわめて軽微な違反行為に対しても即座に一貫した最低限の対応を強く求めるゼロ・トレランスの生徒懲戒方針を新たに発表している、The New York Civil Liberties Union, A.B.C.D. STPP:How School Discipline Feeds the School-to-Prison Pipeline, 11 (October 2013).

- (4) The New York Civil Liberties Union, *supra* note 3, at 43.
- (5) 停学処分等のデータについては、年度やシステムによって収集データが異なっていることが留意されている、The New York Civil Liberties Union and The Student Safety Coalition, *supra* note 2, at 5.
- (6) *Id.*, at 3.
- (7) 現在、市警学校安全局の職員である学校安全職員は 5,200 人以上公立学校に配置されている。ガイダンスカウンセラーは約 3,000 人配置されている。学校安全職員は公立学校に配置される前に研修を 14 週間だけ受ける。これに対して、警察官は路上での職務に入る前に研修を 6 ヶ月間受けることになっている。学校安全職員の研修が不十分で少年心理や生徒の対処法、障害理解に関する知識はほとんど持ち合わせていないことが問題にされ研修の充実が課題とされている、Melissa Ruhry, Students or Criminals?:The Effect of School Safety Officials on the Rights of New York City Public School, Students Racial Justice Project Race2Justice, October 16th, 2014.
- (8) The New York Civil Liberties Union and The Student Safety Coalition, *supra* note 2, at 6. 『連合レポート』によれば、移動式金属探知機の設置については、学校に持ち込む凶器の数を減らすために 2005 年度末から始まったが、調査した学校の校長は移動式金属探知機が学校に配置される日は欠席が飛躍的に多くなっているが、これは学校の入り口で長い列ができるため生徒は列に並んで待つより列に並ばない方を選んでるのが理由であろうと述べている、*Id.*, at 17.
- (9) *Id.*, at 6.
- (10) *Id.*, at 26-29.
- (11) *Id.*, at 27.
- (12) *Id.*, at 12.
- (13) The New York Civil Liberties Union, Student Safety Act Reporting on Suspensions 2013-2014.
- (14) Gwynne Hogan, Kids Who Disobey Authority Still Face Suspension Under New Discipline Code, <https://www.dnaifo.com>. February 16, 2015.
- (15) NYC Department of Education, Citywide Standards of Intervention and Discipline Measures: The Discipline Code and Bill of Student Rights and Responsibilities, K-12 (Effective September 2012), 25. ニューヨーク市の公立学校の停学処分には 2 種類あり、校長の裁量で科される 5 日間以内の処分と学区教育長による 1 年間まで可能な長期の重い処分である。退学処分については、17 歳以上の障害を負っていない生徒に対して科され教育局の承認が必要とされている。いずれも教育局長官規則 (Chancellor's Regulation) A-443 で定められている。
- (16) NESRI Media Center, NYC to Join 50 Cities in National Week of Action to Call for changes to Discipline Politics, October 7, 2014.
- (17) Gwynne Hogan, *supra* note 14. なお、2015 年度前半期には 2014 年度の同時期に比べて停学処分が大幅に減少しているが、「学校教職員や学校安全職員の指示に対する反抗ないし無視」を理由とする停学処分が 81 パーセント減少していることが理由として挙げられている、NYC Overview News Mayors BioOfficials, De Blasio Administration Announces New School Climate Initiatives to Make NYC Schools Safer, Farer and More Transparent, July 21, 2016.
- (18) Aaron Sussman Learning in Lockdown: School Police, Race, and the Limits of Law, 59 UCLA L. Rev. 788, 806 (2012) より重引。
- (19) 本意識調査は、エリザベス・スリヴァンらの調査に依っている、Elizabeth Sullivan & Elizabeth Keeney, Teachers Talk: School Culture, Safety and Human Rights 2 (2008). なお、Emily Bloomenthal, Inadequate Discipline: Challenging Zero Tolerance Politics As Violating State Constitution Education Clauses, 35 N.Y.U. Rev. L. & Soc. Change, 310 (2011) より重引。
- (20) Randi Weingaraten, Moving Past Punishment Toward Support, American Educator Vol.39 No.4, 1 (Winter 2015-2016).
- (21) National Education Association, NEA and Partners Ramping Up Efforts to End School Discipline Disparities news release, March 20, 2014.
- (22) Russell J. Skiba and Daniel J. Losen, From Reaction to Prevention: Turning Page on School Discipline, American Educator Vol.39 No.4, 9 (Winter 2015-2016). なお、2016 年のアメリカ合衆国大統領選挙でもゼロ・トレランスの問題が取り上げられ、民主党綱領委員会会議 (platform committee meeting) では、「私たちは有色人種と障害を負った生徒に不均衡に影響を与える懲戒方針に反対し、教育・学習環境の改善を支援し生徒と教職員が敬意を持って平和的に争いを解決する修復的司法の実践を支援し、学校から刑務所へのパイプライン

をなくそう。私たちは、学校文化を改善しあらゆる種類のいじめと闘おう」とする綱領文案が議論されている、Democratic Convention, Wall Street Journal, July 28, 2016.

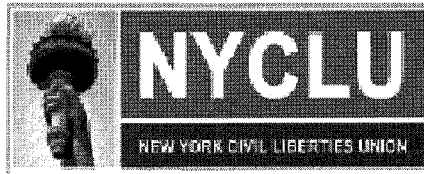
- (23) NYC Department of Education, supra note 15.
- (24) NYC Department of Education, CITYWIDE BEHAVIORAL EXPECTATIONS to Support Student Learning: Student Intervention and Discipline Code and Bill of Student Rights and Responsibilities, K-12 (Effective April 2015).
- (25) NYC Department of Education, Citywide Standards of Discipline and Intervention Measures: The Discipline Code and Bill of Student Rights and Responsibilities, K-12 (Effective September 2008).
- (26) NYC Department of Education Office of Safety and Youth Development, Code of Conduct and District-Wide Safety Plan (January 2016).
- (27) The New York State Education Department and the Dignity Act Task Force, The New York State Dignity for All Students Act (Dignity Act): A Resource and Promising Practices Guide for School Administrators & Faculty, 15 (revised 2013). Education Law §2801 [5] [a].
- (28) New York City School-Justice Partnership Task Force, Keeping Kids In school and Out of Court Report and Recommendations 20 (May 2013). なお、懲戒規程は2000年代に入り生徒への支援的介入措置を追求する改訂を重ねているが、修復的アプローチは2010年度の懲戒規程で最初に取り入れられている、Lama Hassaoun Ayoubu, School Safety In New York City: Policy, Practice, and Programs from 2002 to 2013, Innovations in NYC Health & Human Services: Policy School Safety, 4-5 (December 2013). 本稿では本論で触れているように停学処分適用を制限し支援的・予防的生徒懲戒の方針をより重視する『懲戒規程2012年版』の修復的アプローチに関する記述を紹介する。
- (29) NYC Department of Education, supra note 15, at 2.
- (30) Id., at 4. (31) Id., at 7.
- (32) Id., at 7.
- (33) Id., at 7. 公式修復的カンファレンスは、『懲戒規程2012年版』の生徒指導の介入措置の一形態として挙げられている生徒指導カンファレンス (Guidance Conference)、すなわち「校長と教員は生徒と、そして適当と考える場合は親も含めて生徒指導カンファレンスを開くことを要求できる。カンファレンスの目的は生徒の振る舞いを検証し問題の解決策を見つけ問題行動の原因となっているであろう学習面、生徒個人の事情、社会環境的な問題に取り組むことである」とするアプローチとは異なり、加害・被害生徒を含む関係当事者が参加し関係修復のための合意形成を積極的に追求している。生徒指導カンファレンスについては、Id., at 6. なお、対話によるコンフリクト解決をめざす修復的アプローチについてウィスコンシン州オッシュコッシュ学区の現地視察をもとに考察している論稿として、山下英三郎「修復的アプローチのソーシャルワーク実践への適用に関する考察：学校におけるコンフリクト解決手段として」『日本社会事業大学研究紀要』59巻、2013年3月、139頁以下。
- (34) Al Baker, New Code Aims to Ease Suspensions of Students, The New York Times, Aug. 28, 2012.
- (35) Id.
- (36) NYC Department of Education, supra note 15, at 4.
- (37) Id., at 3.
- (38) Id., at 3.
- (39) Id., at 8.
- (40) NYC Department of Education News and Speeches, City Announces School Reforms, February 13, 2015.
- (41) 学校安全・青少年発達課は、学校教職員に対して修復的アプローチ、ピア・メディエーション、交渉スキル、共同問題解決等の専門的職能開発のための機会を提供したり、学校安全職員や警察官に共同問題解決の研修を実施している、New York City School-Justice Partnership Task Force, supra note 28, at 32.
- (42) 教育局は、本文中で紹介した3点の改訂内容の他に、生徒の振る舞いの問題に対処するために911コール(警察への緊急電話)の依存を減らし学校の教職員や諸資源を用いて事態を安全に治めるために学校に指導を新たに行うことを定める教育局教育長官規則を提案すること、を挙げている。
- (43) The New York Civil Liberties Union, Student Safety Act Reporting on Suspensions 2014-2015. 本データは巻末で資料として掲載している。
- (44) NYC Criminal Justice, NYC Police Department, Department of Education, Mayor Bill de Blasio, Safety with Dignity Complete Report by the Mayor's Leadership Team on School Climate and Discipline, 4-5 (July 2015).
- (45) New York City School-Justice Partnership Task Force, supra note 28, at 33.
- (46) NYCLU, Student Safety Act のサイトの解説参照。
- (47) 共同問題解決は、問題行動の生徒に対する見立てや、問題の所在を見きわめ生徒がより良く振る舞うためのスキルの教え方等に関する哲学・方法を基礎にしたアプローチである、New York City School-Justice

Partnership Task Force, supra note 28, at 31.

- (48) NYC Criminal Justice, NYC Police Department, Department of Education, Mayor Bill de Blasio, supra note 44, at 13-14.
- (49) id., at 14-15.
- (50) NYC Overview News Mayors BioOfficials, Mayor de Blasio Announces Roadmap to Reduce Punitive School Discipline and Make School Safer, November 2, 2015.
- (51) Elizabeth A. Harras, New York City School Suspensions Fell 17% in 2014-15, Official Say, The New York Times, Oct. 30, 2015.
- (52) New York City School-Justice Partnership Task Force, supra note 28, iv-v.
- (53) NYC Criminal Justice, NYC Police Department, Department of Education, Mayor Bill de Blasio, supra note 44, at 6-11.
- (54) NYC Criminal Justice, Department of Education, NYC Police Department, Maintaining the Momentum A Plan for Safety and Fairness In Schools Phase Two Recommendations, 5-6 (July 2016).
- (55) The New York Civil Liberties Union, Safety with Dignity: Alternative to the Over-Policing of Schools (July 2009). なお、本レポートの主要な内容については、拙稿「〈抄訳〉生徒の尊厳が尊重される学校安全—学校の過剰警察化への代替施策」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第50号、2012年3月、165頁以下。また、ゼロ・トレランスに代わる代替的施策で「成功している学校」の実践事例については、「修復的司法の実践と教育的意義—ニューヨーク市の模索」共生と修復研究会『共生と修復』第3号、2013年3月、21-23頁。
- (56) Udi Ofer, Criminalizing the Classroom: The Rise of Aggressive Policing and Zero Tolerance Discipline in New York City Public Schools, New York Law School L.R. Vol.56, 1373, 1405-1407 (2011/2012).
- (57) とくに修復的司法の実践についてはニューヨーク市でも重視されている一方で課題も残されていることは本稿でも指摘した。とりわけ教職員に対する適切な研修とそのため的人的・財政的等の条件整備、学校全体での合意形成、事案によっては警察関係者、親、学校、地域住民、政府機関等の関係当事者の十分な関与、が重要な課題とされている。修復的司法の実践の意義と効果や諸課題について機会を改めて考察することにした。David Simson, Exclusion, Punishment, Racism and Our Schools: A Critical Race Theory Perspective on School Discipline, 61 UCLA L. Rev. 506, 561-562 (2014).

(2016年10月19日受理)

資料



Student Safety Act Reporting on Suspensions
2014-2015

44,636 total suspensions

75.6% principal suspensions (33,753)
24.4% superintendent suspensions (10,873)

53.1% suspensions of black students
35.8% suspensions of Latino students
6.7% suspensions of white students
4.3% suspensions of students of another race

38.1% suspensions of students with an IEP

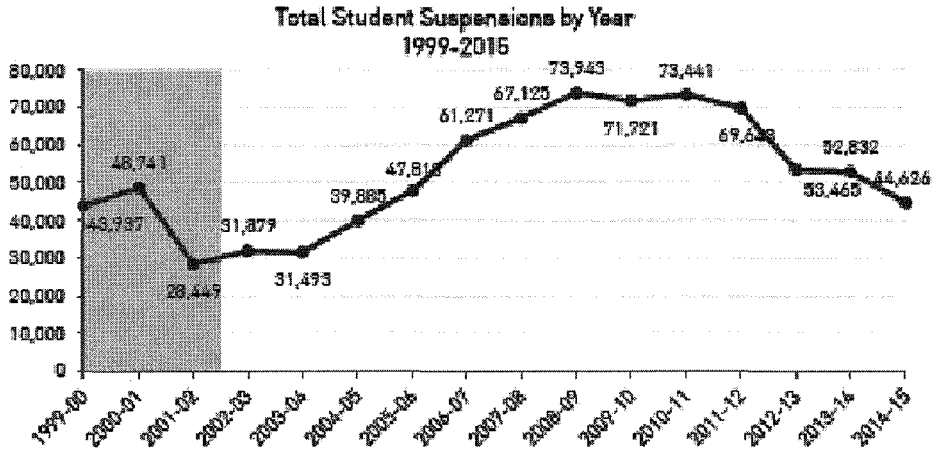
Compare to DOE Enrollment
(Oct. 31, 2014)

1,098,001 total student population

26% black
41% Latino
16% white
17% Asian
1% Am. Indian

13% students with an IEP

Source: DOE



Shaded area represents years prior to mayoral control.